

## 市第161号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

### 1 提案理由

令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という。）」が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

### 2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）（以下①とする。）
- (2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）（以下②とする。）
- (3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）（以下③とする。）
- (4) 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第67号）（以下④とする。）
- (5) 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第68号）（以下⑤とする。）
- (6) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）（以下⑥とする。）
- (7) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年3月横浜市条例第36号）

### 3 改正の概要

国の基準省令で示された次の内容を改正します。なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～⑥で示しています。

#### (1) 感染症対策、非常災害対策、業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について見直しを行います。

	項目	対象サービス	内容
ア	感染症や食中毒の予防の対策の強化	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、福祉型障害	感染症や、食中毒の予防とまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付け（※経過措置3年）【①～④、⑥】

		児入所施設（経過的障害者入所施設）、地域活動支援センター	
イ	感染症対策の強化	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、福祉ホーム	感染症の予防やまん延の防止等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付け（※経過措置3年）【①、⑤】
ウ	非常災害対策の強化	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、福祉型障害児入所施設（経過的障害者入所施設）、地域活動支援センター、福祉ホーム	非常災害対策が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことを規定【①～⑥】
エ	業務継続に向けた取組の強化	全サービス	業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付け（※経過措置3年）【①～⑥】

## (2) 虐待防止対策の強化【①～⑥】

障害者虐待防止の更なる推進のため、以下を義務化します。（※経過措置1年）

	項目	現行	改定
ア	従業者への研修実施	努力義務	義務化
イ	虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底	—	義務化
ウ	虐待の防止等のための責任者の設置	努力義務	義務化

## (3) ハラスメント対策の強化【①～⑥】

障害福祉の現場において、安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、全ての障害福祉サービス事業者において、適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を求めることとします。

## (4) 身体拘束等の適正化

「身体拘束等の禁止と記録の義務付け」について、居宅介護等訪問系のサービスも対象とします。

また、身体拘束等の適正化のための対策を、計画相談等相談支援系サービスを除いた全てのサービスに義務付けます。（1年の経過措置あり）

	項目	対象サービス	内容
ア	身体拘束の禁止と記録の義務付け	居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援 【対象サービスの拡大】	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとします。 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等の記録を義務付け【①】
イ	身体拘束等の適正化対策の強化	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援、 療養介護、生活介護、 短期入所、施設入所支援、 共同生活援助、自立訓練、 就労移行支援、 就労継続支援A型・B型、 福祉型障害児入所施設 (経過的障害者入所施設)	身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を義務付け【①～③、⑥】

## (5) ICTの活用

感染症対策や業務の効率化の観点から、テレビ電話等を活用した会議の開催を可とします。

	項目	対象サービス	内容
ア	感染症や食中毒の予防及び虐待防止のための対策検討委員会	療養介護、生活介護、 短期入所、施設入所支援、 共同生活援助、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援A型・B型、福祉型障害児入所施設（経過的障害者入所施設）、地域活動支援センター	感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可【①～④、⑥】
イ	感染症とその予防及び虐待防止のための対策検討委員会	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援、 就労定着支援、 自立生活援助、福祉ホーム	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可【①、⑤】
ウ	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援、 療養介護、生活介護、 短期入所、施設入所支援、 共同生活援助、自立訓練、 就労移行支援、	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可【①～③、⑥】

		就労継続支援A型・B型、 福祉型障害児入所施設 (経過的障害者入所施設)	
エ	支援計画等の作成のための会議	療養介護、生活介護、 施設入所支援、 共同生活援助、 自立生活援助、自立訓練、 就労移行支援、 就労継続支援A型・B型、 就労定着支援、 福祉型障害児入所施設 (経過的障害者入所施設)	支援計画等の作成のための会議について、感染防止や多職種連携の促進、業務効率化の観点から、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可 【①～③、⑥】

## (6) 効果的な就労支援に向けた取組の強化

就労支援等のサービス事業者は、通常の事業所に新たに雇用された利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整の義務付けや、対面での支援における要件の緩和など、以下の取組を強化します。

	項目	対象サービス	内容
ア	就労定着支援との連絡調整の義務化	就労移行支援	通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を義務付け【①～③、⑥】
イ	就労定着支援との連絡調整の強化	生活介護、自立訓練、 就労継続支援A型・B型	通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないことを規定【①～③、⑥】
ウ	就労支援員の常勤要件の廃止	就労移行支援	就労移行支援における就労支援員のうち、一人以上は常勤としていた要件を廃止し、常勤換算(※)による配置を可【①～③、⑥】 ※常勤換算：常勤1名分の枠に、複数の兼務支援員が配置されること
エ	「対面での支援」における「対面」要件の緩和	就労定着支援	利用者に対する相談等の支援について、感染防止の観点及び障害者本人の希望や障害特性を踏まえ、「対面での支援」における「対面」要件を緩和し、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法によることを可【①】

オ	自己評価と公表について	就労継続支援A型	厚生労働大臣が定める事項についてスコア方式による自己評価を行い、その結果の公表を義務付け【①、③】
---	-------------	----------	---

**(7) 重要事項の備え置きを可能とする取扱い【①、②】**

利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。

**(8) 指定共同生活援助において、個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例の3年延長【①】**

共同生活援助（グループホーム）においては、ホームの生活支援員による支援が原則ですが、重度の障害者に対する介護について、一時的に職員の加配が必要な場合があるため、令和3年3月末までの特例として居宅介護（ホームヘルプ）等の提供が受けられることになっています。

この特例の期間を令和6年3月末までに延長します。

**(9) 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運用の期限の設定【②】**

福祉型障害児入所施設の入所中に18歳を迎えた障害者は、原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）や地域に移行することとされています。

この移行に努めていますが、これが困難な方もいるため、福祉型障害児入所施設への継続的な入所を令和3年3月末まで特例として認めている運用を、令和4年3月末までとします。

**4 施行予定日**

令和3年4月1日（基準省令の施行日と同日）



## 改正内容項目一覧

(1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (①)

(3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (③) ※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	感染症及び食中毒対策の強化  【①指定基準：第 73 条第 2 項、第 92 条第 2 項】  【③最低基準：第 27 条第 2 項、第 48 条第 2 項】	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施を義務づける。  【新設】 (※経過措置 3 年)	事業者は、 <u>当該事業所</u> において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。  <u>(1) 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> を定期的 <sup>に</sup> 開催するとともに、その結果について、 <u>従業者に周知徹底を図ること。</u>  <u>(2) 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>  <u>(3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的<sup>に</sup>実施すること。</u>
2	感染症対策の強化  【①指定基準：第 35 条第 3 項】	感染症の予防及びまん延の防止のための、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練 (シミュレーション) の実施を義務付ける。  【新設】 (※経過措置 3 年)	事業者は、 <u>当該事業所</u> において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。  <u>(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)) を活用して行うことができるものとする。)</u> を定期的 <sup>に</sup> 開催するとともに、その結果について、 <u>従業者に周知徹底を図ること。</u>  <u>(2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<u>(3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u>
3	非常災害対策の強化 【①指定基準：第 72 条第 3 項】 【③最低基準：第 8 条第 3 項】	非常災害対策が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民との連携に努めなければならないことを既定。 【新設】	<u>事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
4	業務継続に向けた取組の強化 【①指定基準：第 34 条の 2】 【③最低基準：第 25 条の 2】	業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。 【新設】（※経過措置 3 年）	<u>事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施しなければならない。</u> <u>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u>
5	虐待防止対策の強化 【④指定基準：第 3 条第 3 項、第 41 条の 2】 【③最低基準：第 3 条第 3 項、第 32 条の 2】	障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の取組を義務付ける。 (1)従業者への研修の実施 (2)虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底【新設】 (3)責任者の設置 (※経過措置 1 年)	<u>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u> <u>(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>



	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
6	<p>ハラスメント対策の強化【①指定基準：第34条第4項、第70条第4項、第200条第6項、第201条の11第5項】</p> <p>【③最低基準：第25条第4項】</p>	<p>適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を義務付ける。</p> <p>【新設】</p>	<p><u>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
7	<p>身体拘束等の適正化【①指定基準：第36条の2第1項第2項】</p> <p>【③最低基準：第28条第3項】</p>	<p>1 サービスの提供に当たつて、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行つてはならないものとする。</p> <p>2 また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等の記録を義務付ける。</p> <p>【訪問系も対象】 （※経過措置1年）</p> <p>3 身体拘束等の適正化対策のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を義務付ける。</p> <p>【全サービス】【新設】 （※経過措置1年）</p>	<p><u>事業者は、サービスの提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のため 指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
8	ICT の活用： 感染症や食中毒の予防及び虐待防止のための対策検討委員会 【①指定基準： 第 73 条第 2 項(1)、 第 92 条第 2 項(1)】 【③最低基準： 第 27 条第 2 項(1)、 第 32 条の 2 (1)、 第 48 条第 2 項(1)】	感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】 【訪問系以外】 【再掲】	<u>事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>
9	ICT の活用： 感染症の予防やまん延防止及び虐待防止のための対策検討委員会 【①指定基準： 第 35 条第 3 項(1)、 第 41 条の 2 (1)】	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】 【訪問系のみ】 【再掲】	<u>事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>
10	ICT の活用： 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会【①指定基準： 第 36 条の 2 第 3 項(1)】 【③最低基準： 第 28 条第 3 項(1)】	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】 【再掲】	<u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>
11	ICT の活用： 支援計画等の作成のための会議 【①指定基準： 第 60 条第 5 項】 【③最低基準： 第 17 条第 5 項】	支援計画等の作成のための会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】	サービス管理責任者は、支援計画等の作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の支援計画等の原案の内容について意見を求めるものとする。
12	就労定着支援との連絡調整の義務化 【①指定基準： 第 170 条第 2 項】 【③最低基準： 第 67 条第 2 項】	就労移行支援事業者において、通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を義務付ける。【新設】	<u>指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<u>事業者との連絡調整を行わなければならない。</u>
13	就労定着支援との 連絡調整の強化 【①指定基準： 第 87 条の 2 第 2 項、 第 183 条第 2 項】 【③最低基準： 第 44 条の 2、 第 82 条第 2 項】	通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。	<u>事業者は、当該事業者が提供するサービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u>
14	就労支援員の常勤要件の廃止 【①指定基準： 第 163 条第 5 項】 【③最低基準： 第 63 条第 6 項】	就労移行支援における就労支援員は一人以上を常勤とする要件を廃止	【削除】
15	「対面での支援」における対面要件の緩和 【①指定基準： 第 194 条の 8 第 2 項】	就労定着支援において、利用者に対する相談等の支援について、「対面での支援」における「対面」要件を緩和し、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法によることを可とする。	指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。
16	自己評価と公表の義務化 【①指定基準： 第 184 条の 3】 【③最低基準： 第 71 条の 3】	就労継続支援 A 型事業所について、厚生労働大臣が定める事項についてスコア方式による自己評価を行い、その結果の公表を義務付けます。【新設】	<u>指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
17	重要事項の備え置きを可能とする取扱い 【①指定基準： 第36条第2項、 第74条第2項、 第94条第2項】	利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可とする。 【新設】	<u>事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
18	共同生活援助 【①指定基準： 附則第6項、第7項】	指定共同生活援助において、個人単位で居宅介護等の対応をする場合の特例を3年延長する。	指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、 <u>令和6年3月31日</u> までの間、当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。

(2)横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (②指定基準)

(6)横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (⑥最低基準)

※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	<p>感染症及び食中毒対策の強化</p> <p>【②指定基準：第50条第2項】</p> <p>【⑥最低基準：第39条第2項】</p>	<p>感染症及び食中毒の予防や、まん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。</p> <p>【新設】（※経過措置3年）</p>	<p>障害者支援施設等は、<u>当該施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p>
2	<p>非常災害対策の強化</p> <p>【②指定基準：第49条第3項】</p> <p>【⑥最低基準：第7条第3項】</p>	<p>訓練の実施に当たって、地域住民との連携に努めなければならないことを規定。</p> <p>【新設】</p>	<p>障害者支援施設等は、<u>前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
3	<p>業務継続に向けた取組の強化</p> <p>【②指定基準：第47条の2】</p> <p>【⑥最低基準：第37条の2】</p>	<p>業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。</p> <p>【新設】（※経過措置3年）</p>	<p>障害者支援施設等は、<u>感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 障害者支援施設等は、<u>従業者に対し、業務継続計画について周知</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<p>するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</p>
4	<p>虐待防止対策の強化</p> <p>【②指定基準：第3条第3項、第59条の2】</p> <p>【⑥最低基準：第3条第3項、第45条の2】</p>	<p>障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の取組を義務付ける。</p> <p>(1) 従業者への研修の実施</p> <p>(2) 虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底【新設】</p> <p>(3) 責任者の設置</p> <p>(※経過措置1年)</p>	<p>障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
5	<p>ハラスメント対策の強化</p> <p>【②指定基準：第47条第4項】</p> <p>【⑥最低基準：第37条第4項】</p>	<p>適切な就業環境維持（ハラスメント対策）を義務付ける。</p> <p>【新設】</p>	<p>障害者支援施設等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。</p>
6	<p>身体拘束等の適正化対策の強化</p> <p>【②指定基準：第53条第3項】</p> <p>【⑥最低基準：第41条第3項】</p>	<p>身体拘束等の適正化対策のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を義務付ける。【新設】（※経過措置1年）</p>	<p>障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果につい</p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<p><u>て、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>
7	<p>ICTの活用： 感染症や食中毒の予防及び虐待防止のための対策検討委員会 【②指定基準：第50条第2項(1)、第59条の2(1)】 【⑥最低基準：第39条第2項(1)、第45条の2(1)】</p>	<p>感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】【再掲】</p>	<p><u>(1) 当該施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
8	<p>ICTの活用： 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会 【②指定基準：第53条第3項(1)】 【⑥最低基準：第41条第3項(1)】</p>	<p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】【再掲】</p>	<p><u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
9	<p>ICTの活用： 支援計画等の作成のための会議 【②指定基準：第27条第5項】 【⑥最低基準：第19条第5項】</p>	<p>支援計画等の作成のための会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】</p>	<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対するサービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
10	<p>就労定着支援との連絡調整の義務化 【②指定基準：第36条第3項】 【⑥最低基準：第28条第3項】</p>	<p>就労移行支援において、通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業所との連絡調整を義務付ける。 【新設】</p>	<p><u>指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<u>事業者との連絡調整を行わなければならない。</u>
11	就労定着支援との 連絡調整の強化 【②指定基準：第36 条第4項、附則第25 項】 【⑥最低基準：第28 条第4項、附則第25 項】	通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援障害者支援施設等との連絡調整に努めなければならないものとする。就労継続支援A型においてもこれに準ずる取り扱いとする。	<u>指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u>
12	就労支援員の常勤要件の廃止 【②指定基準：第5 条(4)】 【⑥最低基準：第11 条(5)】	就労移行支援における就労支援員は一人以上を常勤とする要件を廃止	【削除】
13	重要事項の備え置きを可能とする取扱い 【②指定基準：第52 条第2項】	利用者の利便性の向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、施設での掲示だけでなく、施設に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可とする。 【新設】	<u>指定居宅介護障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
14	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運営の特例 【②指定基準：附則（平成30年3月横浜市条例第36号）第2項】	福祉型障害児入所施設に係る人員基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の人員・設備基準を満たしているとみなす特例について、令和4年3月31日までは従前どおり運営できるものとする。	2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、 <u>令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による</u>



(4) 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 (4)

※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	<p>感染症及び食中毒対策の強化</p> <p>【④：第15条第2項】</p>	<p>感染症及び食中毒の予防や、まん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。</p> <p>（※経過措置3年）</p>	<p>地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>
2	<p>非常災害対策の強化</p> <p>【④：第4条第3項】</p>	<p>訓練の実施に当たって、地域住民との連携に努めなければならないことを規定。</p> <p>【新設】</p>	<p>地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
3	<p>業務継続に向けた取り組みの強化</p> <p>【④：第14条の2】</p>	<p>業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。</p> <p>【新設】（※経過措置3年）</p>	<p>地域活動支援センターは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<p><u>2 地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
4	<p>虐待防止対策の強化 【④：第2条第4項、第18条の2】</p>	<p>障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の取組を義務付ける。</p> <p>(1) 従業者への研修の実施</p> <p>(2) 虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底【新設】</p> <p>(3) 責任者の設置 (※経過措置1年)</p>	<p><u>地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
5	<p>ハラスメント対策の強化 【④：第13条の2第4項】</p>	<p>適切な就業環境維持（ハラスメント対策等）を義務付ける。 【新設】</p>	<p><u>地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
6	ICTの活用： 感染症や食中毒の予防及び虐待防止のための対策検討委員会 【④：第15条第2項 (1)、第18条の2 (1)】	感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】【再掲】	<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>

(5) 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (⑤)

※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文(要約)
1	感染症対策の強化 【⑤：第13条第2項】	感染症の予防や、まん延の防止等に関する取組の徹底を求め る観点から、委員会の開催、指 針の整備、研修の実施等に加 え、訓練(シミュレーション) の実施を義務付ける。 (※経過措置3年)	福祉ホームは、当該福祉ホームに おいて感染症が発生し、及びまん延 しないように、次に掲げる措置を講 じなければならない。 (1) 当該福祉ホームにおける感染 症予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置その他の情報通信機 器(以下「テレビ電話装置等」 という。)を活用して行うこと ができるものとする。)を定期 的に開催するとともに、その結 果について、職員に周知徹底を 図ること。 (2) 当該福祉ホームにおける感染 症の予防及びまん延の防止た めの指針を整備すること。 (3) 当該地福祉ホームにおいて、職 員に対し、感染症の予防及びまん 延の防止のための研修並びに感染 症の予防及びまん延の防止のため の訓練を定期的実施すること。
2	非常災害対策の強化 【⑤：第5条第3項】	訓練の実施に当たって、地域 住民との連携に努めなければな らないことを規定。 【新設】	福祉ホームは、前項に規定する訓 練の実施に当たって、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めなけれ ばならない。
3	業務継続に向けた取 り組みの強化 【⑤：第12条の2】	業務継続に向けた計画等の策 定、研修の実施、訓練(シミュ レーション)の実施等を義務付 ける。 【新設】(※経過措置3年)	福祉ホームは、感染症、非常災害 等の発生時において、利用者に対す る指定サービスの提供を継続的に実 施するため及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な 措置を講じなければならない。 2 福祉ホームは、従業者に対し、 業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定 期的に実施しなければならない。

	項目	改正の趣旨	改正後の条文（要約）
			<u>3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u>
4	虐待防止対策の強化 【⑤：第2条第4項、第16条の2】	障害者虐待防止の更なる推進のため、以下の取組を義務付ける。 (1) 従業者への研修の実施 (2) 虐待防止委員会の設置と委員会の検討結果の従業者への周知徹底【新設】 (3) 責任者の設置 (※経過措置1年)	福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
5	ハラスメント対策の強化 【⑤：第11条の2第4項】	適切な就業環境維持（ハラスメント対策等）を義務付ける。 【新設】	福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 <u>4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
6	ICTの活用： 感染症の予防及び虐待防止のための対策検討委員会 【⑤：第13条第2項(1)、第16条の2(1)】	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会や虐待防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用した会議等の開催を可とする。 【新設】【再掲】	<u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u>

(7) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例 (⑦)

※下線部改正箇所

	項目	改正の趣旨	改正後の条文 (要約)
1	<p>障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運営の特例</p> <p>【⑦：附則第2項】 ※②障害者支援施設指定基準：附則（平成30年3月横浜市条例第36号）第2項に溶け込み</p>	<p>福祉型障害児入所施設に係る人員基準を満たすことをもって、指定障害者支援施設の人員・設備基準を満たしているとみなす特例について、令和4年3月31日までは従前どおり運営できるものとする。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。）については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

# 新旧対照表

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第64号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定（第4条）</p> <p>第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第4章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第5章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の6）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）</p> <p>第6章 短期入所</p>	<p>横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定（第4条）</p> <p>第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第4章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第5章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の6）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）</p> <p>第6章 短期入所</p>

現 行	改 正 案
<p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第110条の2—第110条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 111条・第112条）</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）</p> <p>第8章 削除</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条—第149条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第149条の2—第149条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150条—第151条）</p> <p>第10章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条—第159条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第159条の2—第159条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 160条—第161条）</p> <p>第11章 就労移行支援</p>	<p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第110条の2—第110条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 111条・第112条）</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）</p> <p>第8章 削除</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条—第149条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第149条の2—第149条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150条—第151条）</p> <p>第10章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条—第159条）</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 （第159条の2—第159条の5）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 160条—第161条）</p> <p>第11章 就労移行支援</p>



現 行	改 正 案
<p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条—第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第167条の2—第172条）</p> <p>第12章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第173条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第176条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第177条—第185条）</p> <p>第13章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第186条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第187条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第188条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条—第194条）</p> <p>第13章の2 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第194条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第194条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第194条の6—第194条の12）</p> <p>第13章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第194条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第194条の17—第194条の20）</p> <p>第14章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第195条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）</p>	<p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条—第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第167条の2—第172条）</p> <p>第12章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第173条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第176条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第177条—第185条）</p> <p>第13章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第186条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第187条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第188条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条—第194条）</p> <p>第13章の2 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第194条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第194条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第194条の6—第194条の12）</p> <p>第13章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第194条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第194条の17—第194条の20）</p> <p>第14章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第195条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）</p>

現 行	改 正 案
<p>第3節 設備に関する基準（第198条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条の2—第200条の5）</p> <p>第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の6・第200条の7）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の8・第200条の9）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の10）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の11—第201条）</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第201条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の12）</p> <p>第15章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）</p> <p>第16章 削除</p> <p>第17章 雑則（第206条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（第1条及び第2条省略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 （第1項及び第2項省略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な</p>	<p>第3節 設備に関する基準（第198条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条の2—第200条の5）</p> <p>第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の6・第200条の7）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の8・第200条の9）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の10）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の11—第201条）</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第201条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の12）</p> <p>第15章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）</p> <p>第16章 削除</p> <p>第17章 雑則（第206条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（第1条及び第2条省略）</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 （第1項及び第2項省略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと</p>

現 行	改 正 案
<p>体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定</p> <p>(第4条省略)</p> <p>第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第5条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第6条から第9条まで省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第10条から第31条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>もに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を<u>講</u>じなければならない。</p> <p>(第4項省略)</p> <p>第2章 指定障害福祉サービス事業者の指定</p> <p>(第4条省略)</p> <p>第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第5条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第6条から第9条まで省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第10条から第31条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第36条第1項において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p> <p>(第33条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第34条の2 <u>指定居宅介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(衛生管理等)</p> <p>第35条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第35条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p>
<p>(掲示)</p> <p>第36条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第36条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p> <p>第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束</p>

現 行	改 正 案
<p>(第37条から第41条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第42条から第44条まで省略)</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する</p>	<p><u>その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(第37条から第41条まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第41条の2 <u>指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第42条から第44条まで省略)</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">基準</p> <p>(第44条の2から第45条の5まで省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第45条から第48条まで省略)</p> <p style="text-align: center;">(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第40条第5項及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準</p> <p>(第44条の2から第45条の5まで省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第45条から第48条まで省略)</p> <p style="text-align: center;">(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>、第40条第5項及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>、第40条第5項及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項</p>

現 行	改 正 案
<p>と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第50条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第51条、第52条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(第53条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第54条から第59条まで省略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第61条から第68条まで省略)</p>	<p>及び第3項」と、第22条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第2項」と、第30条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第40条第6項中「前3項」とあるのは「第3項及び第4項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第50条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第51条、第52条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(第53条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第54条から第59条まで省略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第60条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第61条から第68条まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(運営規程)</p> <p>第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第10号まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第70条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第71条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第72条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第73条 (第1項省略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は、<u>指定療養介護事業所</u>において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第10号まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第70条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第71条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第72条 (第1項から第2項まで省略)</p> <p><u>3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第73条 (第1項省略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は、<u>当該指定療養介護事業所</u>において感染症及び食中毒が発生し、<u>及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(揭示)</p> <p>第74条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p> <p>第75条 <u>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>(第76条省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 (第1項省略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) <u>第75条第2項に規定する身体拘束等の記録</u></p> <p>(第5号及び第6号省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41</p>	<p><u>(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第74条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(第76条省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 (第1項省略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) <u>次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録</u></p> <p>(第5号及び第6号省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第34条の2、第36条の2、</u>第37条、第38条</p>

現 行	改 正 案
<p>条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第79条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第80条から第82条まで省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第83条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第84条から第87条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第87条の2 (第1項省略) <u>(新設)</u></p> <p>(第88条から第90条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第94条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第12号まで省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第92条 (第1項省略)</p> <p>2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において</p>	<p>第1項及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針 (第79条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第80条から第82条まで省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第83条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第84条から第87条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第87条の2 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(第88条から第90条まで省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第94条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第12号まで省略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第92条 (第1項省略)</p> <p>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所にお</p>

現 行	改 正 案
<p>感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第93条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第94条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p> <p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで<u>及び第75条から第77条までの規定は</u>、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは</p>	<p>いて感染症及び食中毒が発生し、<u>及びまん延しないように</u>、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、<u>従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(第93条省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第94条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定生活介護事業者は、前同項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条及び第77条の規定は</u>、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」と</p>

現 行	改 正 案
<p>「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準</p> <p>(第95条の2から第95条の5まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第96条から第98条まで省略)</p> <p>第6章 短期入所</p>	<p>あるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中</u>「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準</p> <p>(第95条の2から第95条の5まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中</u>「次条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第96条から第98条まで省略)</p> <p>第6章 短期入所</p>

現 行	改 正 案
<p>第1節 基本方針 (第99条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第100条、第101条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第102条から第109条まで省略) (準用)</p> <p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、<u>第75条</u>、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第108条の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第110条の2から第110条の4まで省略) (準用)</p> <p>第110条の5 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第110条の5において準用する第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第110条の5において準用する第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第110条の5において</p>	<p>第1節 基本方針 (第99条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第100条、第101条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第102条から第109条まで省略) (準用)</p> <p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第108条の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第110条の2から第110条の4まで省略) (準用)</p> <p>第110条の5 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第110条の5において準用する第108条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第110条の5において準用する第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第110条の5に</p>

現 行	改 正 案
<p>準用する第105条第2項」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第110条の5において準用する第108条の運営規程」と、第108条中「各号（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあつては、第3号を除く。））」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第111条、第112条省略)</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針 (第113条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第114条、第115条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第116条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第117条から第122条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第35条</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第36条中「運営規程」とあるのは「第122条の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 削除</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針 (第142条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第143条、第144条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>	<p>において準用する第105条第2項」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第110条の5において準用する第108条の運営規程」と、第108条中「各号（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあつては、第3号を除く。））」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第111条、第112条省略)</p> <p>第7章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針 (第113条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第114条、第115条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第116条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第117条から第122条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第34条（第1項及び第2項を除く。）</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第36条中「運営規程」とあるのは「第122条の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第8章 削除</p> <p>第9章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針 (第142条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第143条、第144条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>

現 行	改 正 案
<p>(第145条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第146条から第148条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条</u>まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第149条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>(第145条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第146条から第148条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第149条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>

現 行	改 正 案
<p>(第149条の2から第149条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条の5において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第149条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第150条、第151条省略)</p> <p>第10章 自立訓練(生活訓練)</p>	<p>(第149条の2から第149条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第149条の5において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の5において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条の5において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第149条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(第150条、第151条省略)</p> <p>第10章 自立訓練(生活訓練)</p>



現 行	改 正 案
<p>第1節 基本方針 (第152条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第153条、第154条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第155条から第157条の2まで省略) (記録の整備)</p> <p>第158条 (第1項省略)</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体拘束等の記録 (第5号、第6号省略) (準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中</p>	<p>第1節 基本方針 (第152条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第153条、第154条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第155条から第157条の2まで省略) (記録の整備)</p> <p>第158条 (第1項省略)</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。 (第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第36条の2</u>第2項に規定する身体拘束等の記録 (第5号、第6号省略) (準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条</p>

現 行	改 正 案
<p>「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準</p> <p>(第159条の2から第159条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第158条第2項第1号中「次条」とあるのは「第159条の5」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第3号から第6号</p>	<p>第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する 基準</p> <p>(第159条の2から第159条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第159条の5 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条の5において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第159条の5において準用する第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第158条第2項第1号中「次条」とあるのは「第159条の5」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項</p>

現 行	改 正 案
<p>までの規定中「次条」とあるのは「第159条の5」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条、第161条省略)</p> <p>第11章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針 (第162条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第163条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p><u>5 第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p><u>6 (本文省略)</u> (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)</p> <p>第164条 (第1項省略)</p> <p>2 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の従業者及びその員数について準用する。 (第165条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第166条、第167条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第167条の2から第169条まで省略) (職場への定着のための<u>支援の実施</u>)</p> <p>第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 <u>(新設)</u></p>	<p>第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第159条の5」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第160条、第161条省略)</p> <p>第11章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針 (第162条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第163条 (第1項から第4項まで省略) (削除)</p> <p><u>5 (本文省略)</u> (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)</p> <p>第164条 (第1項省略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第5項までの</u>規定は、前項の従業者及びその員数について準用する。 (第165条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第166条、第167条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第167条の2から第169条まで省略) (職場への定着のための<u>支援等の実施</u>)</p> <p>第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p><u>2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第171条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第172条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が</p>	<p><u>項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>(第171条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中</u>「次条」とあるのは「第172条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規</p>

現 行	改 正 案
<p>定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針 (第173条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第174条、第175条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第176条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第177条から第182条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第183条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第184条及び第184条の2省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第12章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針 (第173条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第174条、第175条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第176条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (第177条から第182条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第183条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(第184条及び第184条の2省略)</p> <p><u>(運営状況に関する評価等)</u></p> <p>第184条の3 <u>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法によ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第186条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第187条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>	<p><u>り公表しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第186条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第187条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p>

現 行	改 正 案
<p>(第188条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第189条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第190条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>(第188条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第189条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第190条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p>

現 行	改 正 案
<p>(第191条から第194条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第75条</u>から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第194条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第192条の運営規程」と、第146条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額」と、</p>	<p>(第191条から第194条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号</u>までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第192条の運営規程」と、第146条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉</p>



現 行	改 正 案
<p>同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章の2 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第194条の2省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第194条の3及び第194条の4省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(第194条の5省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第194条の6及び第194条の7省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第194条の8 (第1項省略)</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(第194条の9から第194条の11まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条(第3項及び第9項を除く。)中</p>	<p>サービスに要した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章の2 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(第194条の2省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(第194条の3及び第194条の4省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>(第194条の5省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(第194条の6及び第194条の7省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第194条の8 (第1項省略)</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又は<u>テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(第194条の9から第194条の11まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から<u>第36条まで、第37条から第42条まで</u>、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条(第3項</p>

現 行	改 正 案
<p>「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第194条の13省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第194条の14から第194条の19まで省略) (準用)</p> <p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第194条の6中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、第194条の11第2項各号中「次条」とあるのは「第194条の20」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第195条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第196条、第197条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第198条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第13章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第194条の13省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第194条の14から第194条の19まで省略) (準用)</p> <p>第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第194条の6中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、第194条の11第2項各号中「次条」とあるのは「第194条の20」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針 (第195条省略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (第196条、第197条省略)</p> <p>第3節 設備に関する基準 (第198条省略)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p>

現 行	改 正 案
<p>(第198条の2から第199条の3まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第200条の2から第200条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第200条の5 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の5において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第200条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2</p>	<p>(第198条の2から第199条の3まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第200条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p><u>6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第200条の2から第200条の4まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第200条の5 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2から第42条まで</u>、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の5において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第200条の5」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1</p>

現 行	改 正 案
<p>項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第200条の6、第200条の7省略)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の8 (第1項省略)</p> <p>2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員を置くものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(第200条の9から第200条の14まで省略)</p>	<p>項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第200条の6、第200条の7省略)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の8 (第1項省略)</p> <p>2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の当該時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員を置くものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(第200条の9から第200条の14まで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(準用)</p> <p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第201条において準用する第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者</p>	<p>(準用)</p> <p>第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第199条の3」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第198条の4第2項」と、第60条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第201条において準用する第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生</p>

現 行	改 正 案
<p>を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第201条の2及び第201条の3省略)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (第201条の4及び第201条の5省略)</p> <p>第3款 設備に関する基準 (第201条の6省略)</p> <p>第4款 運営に関する基準 (第201条の7から第201条の10まで省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第201条の11 (第1項から第4項まで省略) <u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p>	<p>活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第201条の2及び第201条の3省略)</p> <p>第2款 人員に関する基準 (第201条の4及び第201条の5省略)</p> <p>第3款 設備に関する基準 (第201条の6省略)</p> <p>第4款 運営に関する基準 (第201条の7から第201条の10まで省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第201条の11 (第1項から第4項まで省略)</p> <p><u>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p>

現 行	改 正 案
<p>第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条</u>中「運営規程」とあるのは「第201条の9の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条の12において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは</p>	<p>第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条（第3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、<u>第94条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第201条の9の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条の12において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定め</p>

現 行	改 正 案
<p>「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第15章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ</p>	<p>る者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第200条の12」と、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条の12」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第15章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下こ</p>



現 行	改 正 案
<p>の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(第203条省略)</p> <p>第16章 削除</p> <p>第204条及び第205条 削除</p> <p>第17章 雑則</p> <p>(第206条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項から第5項まで省略)</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、</p>	<p>の条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(第203条省略)</p> <p>第16章 削除</p> <p>第204条及び第205条 削除</p> <p>第17章 雑則</p> <p>(第206条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項から第5項まで省略)</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、</p>

現 行	改 正 案
<p>当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。</p> <p>（第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略）</p> <p>附 則（平成25年3月横浜市条例第24号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成25年9月横浜市条例第57号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成26年2月横浜市条例第9号） （施行期日） （第1項省略） （横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） （第2項から第5項まで省略）</p> <p>附 則（平成26年12月横浜市条例第87号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成27年3月横浜市条例第35号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成28年2月横浜市条例第11号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成28年3月横浜市条例第31号）抄 （施行期日） （第1項省略）</p>	<p>当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項の規定は、適用しない。</p> <p>（第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略）</p> <p>附 則（平成25年3月横浜市条例第24号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成25年9月横浜市条例第57号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成26年2月横浜市条例第9号） （施行期日） （第1項省略） （横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） （第2項から第5項まで省略）</p> <p>附 則（平成26年12月横浜市条例第87号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成27年3月横浜市条例第35号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成28年2月横浜市条例第11号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成28年3月横浜市条例第31号）抄 （施行期日） （第1項省略）</p>

現 行	改 正 案
<p>附 則（平成29年3月横浜市条例第20号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成30年3月横浜市条例第36号）抄 （施行期日） （第1項省略）</p>	<p>附 則（平成29年3月横浜市条例第20号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成30年3月横浜市条例第36号）抄 （施行期日） （第1項省略）</p> <p><u>附 則（令和3年3月横浜市条例第 号） （施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>（虐待の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p>3 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第123条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）</u>、<u>第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の6、第110条、第110条の5、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）</u><u>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）</u><u>の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>

# 新旧対照表

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第65号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 指定障害者支援施設の指定 (第4条)</p> <p>第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>    第1節 人員に関する基準 (第5条—第8条)</p> <p>    第2節 設備に関する基準 (第9条・第10条)</p> <p>    第3節 運営に関する基準 (第11条—第61条)</p> <p>第4章 雑則 (第62条)</p> <p>附則</p> <p>(第1条及び第2条省略)</p> <p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(第4項省略)</p> <p>(第4条 省略)</p> <p>    第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>        第1節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p>	<p>横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p> <p>令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 指定障害者支援施設の指定 (第4条)</p> <p>第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>    第1節 人員に関する基準 (第5条—第8条)</p> <p>    第2節 設備に関する基準 (第9条・第10条)</p> <p>    第3節 運営に関する基準 (第11条—第61条)</p> <p>第4章 雑則 (第62条)</p> <p>附則</p> <p>(第1条及び第2条省略)</p> <p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、<u>研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第4項省略)</p> <p>(第4条 省略)</p> <p>    第3章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>        第1節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p>

現 行	改 正 案
<p>(アからウまで省略)</p> <p>エ <u>ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>オ (本文省略)</p> <p>(第5号、第6号、第2項及び第3項省略)</p> <p>第6条 削除</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び<u>エ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>オ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(第8条から第14条まで省略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サー</p>	<p>(アからウまで省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ (本文省略)</p> <p>(第5号、第6号、第2項及び第3項省略)</p> <p>第6条 削除</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>エ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(第8条から第14条まで省略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サー</p>

現 行	改 正 案
<p>ビスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者、<u>同条例</u>第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、<u>同条例</u>第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、<u>同条例</u>第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、<u>同条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第16条から第26条まで省略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第28条から第35条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第36条 (第1項及び第2項省略)</p>	<p>ビスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号。<u>以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。</u>)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(第16条から第26条まで省略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、</u><u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第28条から第35条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第36条 (第1項及び第2項省略)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p> <p>(第37条から第45条まで省略) (運営規程)</p> <p>第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第13号まで省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(第37条から第45条まで省略) (運営規程)</p> <p>第46条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(第1号から第13号まで省略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サー</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(第48条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第49条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第50条 (第1項省略)</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、<u>指定障害者支援施設等</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第51条省略)</p>	<p><u>ビスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第48条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第49条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 <u>指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第50条 (第1項省略)</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、<u>当該指定障害者支援施設等</u>において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(第51条省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第52条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第53条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第54条から第59条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第52条 (第1項省略)</p> <p><u>2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第53条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(第54条から第59条まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第59条の2 <u>指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第60条から第62条まで省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)</p> <p>2 当分の間、第1号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する<u>特定旧法受給者</u>に対する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過的指定障害者支援施設」という。)に置くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第6号まで及び第3項から第23項まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>24 (本文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p>25 (本文省略)</p> <p>(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>26 経過的指定障害者支援施設について第15条、第23条、第31条及び第32条の規定を適用する場合には、第15条第1項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、「<u>同条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者」とあるのは「<u>同条例</u>第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者、<u>同条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者」と、第23条第3項第</p>	<p>(第60条から第62条まで省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過的指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)</p> <p>2 当分の間、第1号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する<u>もの</u>に対する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過的指定障害者支援施設」という。)に置くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第6号まで及び第3項から第23項まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>24 (本文省略)</p> <p>25 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、<u>利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p> <p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p>26 (本文省略)</p> <p>(経過的指定障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>27 経過的指定障害者支援施設について第15条、第23条、第31条及び第32条の規定を適用する場合には、第15条第1項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、「<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者」とあるのは「<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者、<u>指定障害福祉サービス基準条例</u>第189</p>

現 行	改 正 案
<p>2号、第31条第2項及び第32条中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。</p> <p>(多目的室の経過措置)</p> <p><u>27</u> (本文省略)</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p> <p><u>28</u> (本文省略)</p> <p>(居室面積の経過措置)</p> <p><u>29</u> (本文省略)</p> <p><u>30</u> (本文省略)</p> <p><u>31</u> (本文省略)</p> <p><u>32</u> (本文省略)</p> <p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p> <p><u>33</u> (本文省略)</p> <p><u>34</u> (本文省略)</p> <p>(廊下幅の経過措置)</p> <p><u>35</u> (本文省略)</p> <p><u>36</u> (本文省略)</p> <p><u>37</u> (本文省略)</p> <p><u>38</u> (本文省略)</p> <p>附 則 (平成25年3月横浜市条例第24号)</p> <p>(本文省略)</p> <p>附 則 (平成26年2月横浜市条例第9号) 抄</p> <p>(本文省略)</p> <p>附 則 (平成30年3月横浜市条例第36号)</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123</p>	<p>条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者」と、第23条第3項第2号、第31条第2項及び第32条中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。</p> <p>(多目的室の経過措置)</p> <p><u>28</u> (本文省略)</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p> <p><u>29</u> (本文省略)</p> <p>(居室面積の経過措置)</p> <p><u>30</u> (本文省略)</p> <p><u>31</u> (本文省略)</p> <p><u>32</u> (本文省略)</p> <p><u>33</u> (本文省略)</p> <p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p> <p><u>34</u> (本文省略)</p> <p><u>35</u> (本文省略)</p> <p>(廊下幅の経過措置)</p> <p><u>36</u> (本文省略)</p> <p><u>37</u> (本文省略)</p> <p><u>38</u> (本文省略)</p> <p><u>39</u> (本文省略)</p> <p>附 則 (平成25年3月横浜市条例第24号)</p> <p>(本文省略)</p> <p>附 則 (平成26年2月横浜市条例第9号) 抄</p> <p>(本文省略)</p> <p>附 則 (平成30年3月横浜市条例第36号)</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第6条及び第10条の規定の適用を受けている指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123</p>

現 行	改 正 案
<p>号) 第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。) については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>号) 第29条第1項の指定障害者支援施設をいう。) については、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則 (令和3年3月横浜市条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>(虐待の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。) 第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2の規定の適用については、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u> <u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準条例第50条第2項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>5 <u>施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>

# 新旧対照表

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第66号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 療養介護（第4条—第32条）</p> <p>第3章 生活介護（第33条—第50条）</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条—第55条）</p> <p>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）</p> <p>第6章 就労移行支援（第61条—第69条）</p> <p>第7章 就労継続支援A型（第70条—第84条）</p> <p>第8章 就労継続支援B型（第85条—第87条）</p> <p>第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）</p> <p>第10章 雑則（第91条）</p> <p>附則</p> <p>（第1条及び第2条省略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則等）</p> <p>第3条（第1項及び第2項省略）</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（第4項及び第5項省略）</p> <p>（第4条から第7条まで省略）</p> <p>（非常災害の対策）</p> <p>第8条（第1項及び第2項省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 療養介護（第4条—<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3章 生活介護（第33条—第50条）</p> <p>第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条—第55条）</p> <p>第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）</p> <p>第6章 就労移行支援（第61条—第69条）</p> <p>第7章 就労継続支援A型（第70条—第84条）</p> <p>第8章 就労継続支援B型（第85条—第87条）</p> <p>第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）</p> <p>第10章 雑則（第91条）</p> <p>附則</p> <p>（第1条及び第2条省略）</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則等）</p> <p>第3条（第1項及び第2項省略）</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（第4項及び第5項省略）</p> <p>（第4条から第7条まで省略）</p> <p>（非常災害の対策）</p> <p>第8条（第1項及び第2項省略）</p> <p><u>3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第9条から第16条まで省略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第18条から第24条まで省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第26条省略)</p>	<p>(第9条から第16条まで省略)</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第17条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(第18条から第24条省略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第25条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p><u>4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第25条の2 療養介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(第26条省略)</p>



現 行	改 正 案
<p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>療養介護事業所</u>において感染症及び食中毒が発生し、<u>又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第28条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第29条から第32条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 療養介護事業者は、<u>当該療養介護事業所</u>において感染症及び食中毒が発生し、<u>及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第28条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 療養介護事業者は、<u>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(第29条から第32条まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第32条の2 療養介護事業者は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該療養介護事業所における虐待の防止のための</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(第49条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(第51条から第55条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(第56条から第59条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36</p>	<p>(2) <u>当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること</u></p> <p>(第49条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(第51条から第55条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(第56条から第59条まで省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から</p>

現 行	改 正 案
<p>条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>(第61条及び第62条省略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p><u>6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p><u>7 (本文省略)</u></p> <p>(認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第64条 (第1項省略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第5項まで及び第7項</u>の規定は、前項の職員及びその員数について準用する。</p> <p>(第64条の2から第66条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第67条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第68条省略)</p>	<p>第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。</p> <p>(第61条及び第62条省略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第63条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6 (本文省略)</u></p> <p>(認定就労移行支援事業所の職員の員数)</p> <p>第64条 (第1項省略)</p> <p>2 前条第2項から<u>第6項まで</u>の規定は、前項の職員及びその員数について準用する。</p> <p>(第64条の2から第66条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第67条 (第1項省略)</p> <p><u>2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p>(第68条省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(第70条から第71条の2まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第72条から第81条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第82条 (第1項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2</u>まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(第70条から第71条の2まで省略)</p> <p><u>(運営状況に関する評価等)</u></p> <p><u>第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(第72条から第81条まで省略)</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第82条 (第1項省略)</p> <p><u>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第83条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(第83条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(第85条及び第86条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(第85条及び第86条省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>(第88条省略)</p> <p>(職員の員数等の特例)</p> <p>第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつて</p>	<p>(第88条省略)</p> <p>(職員の員数等の特例)</p> <p>第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支</p>

現 行	改 正 案
<p>は、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含み、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第7項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>（第90条及び第91条省略）</p> <p>附 則（平成25年3月横浜市条例第24号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成26年2月横浜市条例第9号） 抄 （施行期日） （第1項省略）</p> <p>附 則（平成26年12月横浜市条例第87号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成29年3月横浜市条例第20号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成30年3月横浜市条例第36号） 抄 （施行期日） （第1項省略）</p>	<p>援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含み、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（第1号及び第2号省略）</p> <p>（第90条及び第91条省略）</p> <p>附 則（平成25年3月横浜市条例第24号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成26年2月横浜市条例第9号） 抄 （施行期日） （第1項省略）</p> <p>附 則（平成26年12月横浜市条例第87号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成29年3月横浜市条例第20号） （本文省略）</p> <p>附 則（平成30年3月横浜市条例第36号） 抄 （施行期日） （第1項省略）</p>

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和3年3月横浜市条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>(虐待の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新障害福祉サービス基準条例」という。) 第3条第3項及び第32条の2 (新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p>3 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第25条の2 (新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u> <u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p>4 <u>施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項 (新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> <u>(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)</u></p>



現 行	改 正 案
	<p>5 <u>施行日から令和4年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>

# 新旧対照表

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>平成24年12月横浜市条例第67号</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(基本方針等)</p> <p>第2条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(第3条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第4条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第5条から第12条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(基本方針等)</p> <p>第2条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u></p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(第3条省略)</p> <p>(非常災害の対策)</p> <p>第4条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(第5条から第12条まで省略)</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第13条の2 <u>地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(第14条省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(第14条省略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第14条の2 <u>地域活動支援センターは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症及び食中毒が発生し、<u>及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u></p>



現 行	改 正 案
	<p> <u>中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u> </p> <p> <u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u> </p> <p> <u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域活動支援センター基準条例第15条第2項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u> </p>

# 新旧対照表

(横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第68号</p> <p>(第1条省略) (基本方針等)</p> <p>第2条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(第3条及び第4条省略) (非常災害の対策)</p> <p>第5条 (第1項及び第2項省略) <u>(新設)</u></p> <p>(第6条から第11条まで省略) <u>(新設)</u></p>	<p>横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>(第1条省略) (基本方針等)</p> <p>第2条 (第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u></p> <p>(第5項及び第6項省略)</p> <p>(第3条及び第4条省略) (非常災害の対策)</p> <p>第5条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(第6条から第11条まで省略) <u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(第17条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(本文省略)</p>	<p><u>第16条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(第17条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(本文省略)</p> <p><u>附 則（令和3年3月横浜市条例第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（虐待の防止のための措置に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第16条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第12条の2の規定の適用については、新福祉ホーム基準条例第12条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新福祉ホーム基準条例第12条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p>



現 行	改 正 案
	<p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第13条第2項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>

# 新旧対照表

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例)

現 行	改 正 案
<p>横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月横浜市条例第69号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条—<u>第45条</u>)</p> <p>第3章 雑則 (第46条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (第1条及び第2条省略) (障害者支援施設の一般原則等)</p> <p>第3条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(第4項及び第5項省略)</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条から第6条まで省略) (非常災害の対策)</p> <p>第7条 (第1項及び第2項省略) <u>(新設)</u></p> <p>(第8条から第10条まで省略) (職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 就労移行支援を行う場合 (アからウまで省略)</p>	<p>横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和3年3月横浜市条例第 号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条—<u>第45条の2</u>)</p> <p>第3章 雑則 (第46条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (第1条及び第2条省略) (障害者支援施設の一般原則等)</p> <p>第3条 (第1項省及び第2項省略)</p> <p>3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u></p> <p>(第4項及び第5項省略)</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条から第6条まで省略) (非常災害の対策)</p> <p>第7条 (第1項及び第2項省略)</p> <p><u>3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(第8条から第10条まで省略) (職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 就労移行支援を行う場合 (アからウまで省略)</p>

現 行	改 正 案
<p>エ <u>ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>オ (本文省略) (第1項第6号から第4項まで省略) (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ (イ(ア)に係る部分を除く。) <u>及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>オ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略) (第13条から第18条まで省略) (施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>い</u>う。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>エ (本文省略) (第1項第6号から第4項まで省略) (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)</p> <p>第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ (イ(ア)に係る部分を除く。) <u>並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>エ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p>(第1号及び第2号省略) (第13条から第18条まで省略) (施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第19条 (第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものと</p>





現 行	改 正 案
<p>(第42条から第45条まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(第46条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過的障害者支援施設の設備)</p> <p>2 当分の間、次項第2号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する特定旧法受給者に対する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は同項第7号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）について第10条の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に</p>	<p><u>のとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(第42条から第45条まで省略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(第46条省略)</p> <p>附 則</p> <p>(第1項省略)</p> <p>(経過的障害者支援施設の設備)</p> <p>2 当分の間、次項第2号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定するものに対する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は同項第7号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設（以下「経過的障害者支援施設」という。）について第10条の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障</p>

現 行	改 正 案
<p>当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p>	<p>がない場合は、設けないことができる。</p>
<p>(第3項から第23項まで省略)</p>	<p>(第3項から第23項まで省略)</p>
<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p>	<p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p>
<p>24 (本文省略)</p>	<p>24 (本文省略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>25 <u>経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労</u></p>
<p>(利用者及び職員以外の者の雇用)</p>	<p><u>継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労</u></p>
<p>25 (本文省略)</p>	<p><u>定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定するに</u></p>
<p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p>	<p><u>定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着</u></p>
<p>26 (本文省略)</p>	<p><u>支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連</u></p>
<p>(多目的室の経過措置)</p>	<p><u>絡調整に努めなければならない。</u></p>
<p>27 (本文省略)</p>	<p>(利用者及び職員以外の者の雇用)</p>
<p>(居室の定員の経過措置)</p>	<p>26 (本文省略)</p>
<p>28 (本文省略)</p>	<p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p>
<p>(居室面積の経過措置)</p>	<p>27 (本文省略)</p>
<p>29 (本文省略)</p>	<p>(多目的室の経過措置)</p>
<p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>	<p>28 (本文省略)</p>
<p>30 (本文省略)</p>	<p>(居室の定員の経過措置)</p>
<p>31 (本文省略)</p>	<p>29 (本文省略)</p>
<p>32 (本文省略)</p>	<p>(居室面積の経過措置)</p>
<p>33 (本文省略)</p>	<p>30 (本文省略)</p>
<p>34 (本文省略)</p>	<p>31 (本文省略)</p>
<p>35 (本文省略)</p>	<p>32 (本文省略)</p>
<p>36 (本文省略)</p>	<p>33 (本文省略)</p>
<p>37 (本文省略)</p>	<p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>
<p>38 (本文省略)</p>	<p>34 (本文省略)</p>
<p>39 (本文省略)</p>	<p>(廊下幅の経過措置)</p>
<p>40 (本文省略)</p>	<p>35 (本文省略)</p>
<p>41 (本文省略)</p>	<p>36 (本文省略)</p>
<p>42 (本文省略)</p>	<p>37 (本文省略)</p>
<p>43 (本文省略)</p>	<p>附 則 (平成25年3月横浜市条例第24号)</p>
<p>44 (本文省略)</p>	<p>(本文省略)</p>
<p>45 (本文省略)</p>	<p>附 則 (平成26年2月横浜市条例第9号) 抄</p>
<p>46 (本文省略)</p>	<p>(本文省略)</p>
<p>47 (本文省略)</p>	<p>附 則 (平成26年2月横浜市条例第9号) 抄</p>

現 行	改 正 案
(第1項省略)	<p>(施行期日)</p> <p>(第1項省略)</p> <p><u>附 則 (令和3年3月横浜市条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(虐待の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の第6条の規定による改正後の横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新障害者支援施設基準条例」という。) 第3条第3項及び第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u></p> <p><u>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第37条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新障害者支援施設基準条例第37条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新障害者支援施設基準条例第37条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</u></p> <p><u>(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置)</u></p> <p><u>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、同項規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>